

■事業やもよおしなどの実施について  
新型コロナウイルス感染症の影響などにより延期・中止する場合がありますのでご了承ください。

## 空き家に関する支援制度

空き家は、所有者や管理者が適切に管理しなければなりません。万が一、空き家の欠陥から損害や事故が発生した場合は、所有者などが損害賠償責任を負う恐れがあります。市では、空き家の取り壊しや利活用などの支援を行っています。

申問 建築住宅課 (☎025-526-5111)



### 空き家等の取り壊しに関する支援

#### ●空き家等及び特定空き家等除却費補助金

除却後の跡地をポケットパーク等、地域活性化に利用する、または倒壊などの恐れがある空き家等の除却費用の一部を助成します。

○補助額＝空き家等の除却費用（解体・運搬・処分）の2分の1（上限50万円）

### 空き家等の管理を行う支援

空き家を適切に管理するため、市では次の3団体と協定を締結しています。自分で管理することが難しい人は、主なメニューを参考に各団体にご相談ください。

- (公社)上越市シルバー人材センター (☎025-522-2812)：庭木の手入れ、冬囲い、除草、簡易修繕
- (一財)上越市環境衛生公社 (☎025-543-4121)：草刈り、剪定、ごみ・不要品の分別回収、家屋内清掃
- NPO法人新潟ホーム管理サービス (☎025-543-7227)：定期巡回、通風・通水、草刈り、遺品整理、除雪

### 空き家の利活用に関する支援

#### ●空き家情報バンク制度

市ホームページなどに、空き家の情報を掲載し、「買いたい・借りたい」人に紹介しています。掲載を希望する人は、毎月第2・第4火曜日の午後に行う無料相談会（要予約）にご参加ください。

#### ●空き家定住促進利活用補助金

市外からの移住に伴い購入した空き家のリフォーム費用の一部を助成します。

○補助額＝空き家のリフォーム費用（20万円以上）の3分の1（上限50万円）

※県外からの移住者、子育て世帯の移住者、誘導重点区域（高田・直江津地区の一部）への移住者の場合は、各10万円を加算。

※誘導重点区域で下水道への接続工事を行う場合は、接続費用の3分の1（上限30万円）を加算。

#### ●定住促進生家等利活用補助金

自分や親の生家に市外から移住または市内転居する際に行うリフォーム費用の一部を助成します。補助額は「空き家定住促進利活用補助金」と同じです。

#### ●空き家活用のための家財道具等処分費補助金

空き家情報バンクに登録された空き家について、家財道具等の処分費用の一部を助成します。

○補助額＝家財道具などを業者に委託し搬出処分した費用（5万円以上）の2分の1（上限10万円）

## 上越市克雪すまいづくり支援事業

市内の指定した地域内で、屋根の雪下ろしが不要な克雪住宅を整備（建築、購入、改良）する人に補助金を交付します。

☑ 対象地域＝大潟区、頸城区を除く全市 ○対象者＝4月以降に施工業者と契約し、工事完了後、令和4年1月31日⑧までに実績報告できる人 ※工事着手前に申請してください ⑧補助限度額 ○融雪式（熱エネルギーの利用による屋根融雪）＝44万円（要援護世帯は55万円）  
○落雪式、落雪・高床式および耐雪式＝33万円（要援護世帯は44万円） 申問11月30日⑨まで（予算額に達し次第終了）に建築住宅課 (☎025-526-5111)



時…日時、期間 所…場所 対…対象(表記無し:どなたでも) 定…定員 費…費用(表記無し:無料)  
 講…講師 申…申込(表記無し:不要) 問…問合せ 他…その他

## 上越市住宅リフォーム促進事業

居住する住宅などを施工業者がリフォームする場合に、その経費の一部を補助します。

必ず契約前に申請してください。ただし、早期に契約し工事に着手する必要がある人は、申請書に事前着手届を添付してください。また、過去に本事業の補助金の交付を受けた人も申請ができます。

※審査や抽選の結果、補助金が交付されない場合があります。

時○前期=4月14日㊦~5月19日㊦ ○後期=9月15日㊦~10月11日㊦ 受付時間は市役所開庁日の午前9時~午後4時 申問申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添付のうえ、次のいずれかで申請してください。○持参=建築住宅課(☎025-526-5111)または各総合事務所へ ○郵送=建築住宅課へ 申請書は、申請先、南・北出張所にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

項目	補助内容
対象者	・市内に居住し、住民基本台帳に登録され、次の条件をすべて満たす人 ①市税の滞納がない人 ②リフォーム工を行う住宅において設置義務となる箇所に住宅用火災警報器を設置している人 ③公共下水道等の供用開始区域内にある住宅について申請時に公共下水道等に接続済みの人、排水設備等計画確認申請書を提出済みの人または本事業の補助対象工事で接続する人 ④次の期限までに補助金実績報告書を提出できる人 前期=10月29日㊦、後期=令和4年3月1日㊦ ・定住のために空き住宅をリフォームする人(市外在住者を含む)で、上記①~④の条件をすべて満たす人
対象住宅	・補助対象者が所有し、かつ居住している市内の住宅など(店舗等との併用住宅の場合は自己の居住部分が、マンション等の集合住宅の場合は自己の専有部分が対象) ・補助対象者が所有し、定住を目的として再生する市内の空き住宅
補助額	補助対象工事費の20%(消費税込み)で15万円を上限。 ・予算額1億円(前期:7,500万円 後期2,500万円) ・申請額が予算額を超えた場合は抽選。
主な対象工事	補助対象工事費が10万円以上(消費税込み)のもの。設計費、外構工事費、家電製品や家具等の購入費などは、補助金の対象工事費に含まれません。詳しくは問い合わせください。 ○外装工事=屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装 ○内装工事=床板・内壁・天井の改修、手すりの取り付け(※1)、床の段差解消・滑り止め工事(※1) ○設備工事=照明設備・システムキッチン・給湯器の設置・交換、下水道等つなぎ込工事(※1)、エネファーム・エコジョーズの設置・交換(※1) ○屋根雪下ろし=命綱固定アンカー・雪止めアングルの設置 ○その他=住宅用附属家(物置・車庫)の改修(住宅から概ね200m圏内にあるもの)、増築・一部改築(住宅・住宅用附属家) ※1 市の他の補助制度を利用している場合、その補助対象工事を除く工事について対象とします。
対象の施工業者	市内に本社を有する法人または住所を有する個人事業者に限る。ただし、市外に本社を有する法人または住所を有する個人事業者が建築した住宅をリフォームする場合は、その事業者も可能。

## 私道の整備費用を一部補助

令和4年度に工事を計画している団体は、事前に相談してください。

申問8月31日㊦までに道路課(☎025-526-5111)または各総合事務所

### ●対象道路

不特定多数の人が通り、将来にわたり通行することが見込まれる道路で、幅員2.5m以上(道路改良工事の場合は1.8m以上)で、次のいずれかに該当する道路。

○道路の両端が公道に接続している ○道路の一端が公道に接続し、他の一端が幅員2.5m以上の私道に接続している ○道路の一端が公道または幅員2.5m以上の私道に接続し、他の一端が学校、保育園、その他の公共施設に通じている ○道路の一端が公道に接続し、当該私道の利用戸数が3戸以上の袋小路

### ●対象工事

○舗装新設工事 ○側溝改良工事 ○道路改良工事(工事の設計費および土地の分筆登記費を含み、用地取得費および物件補償費を除く) ○舗裝修繕工事(舗装工事完了後、5年以上経過しているものに限る)

### ●補助金額

工事に要する費用または市が定める補助基準額のいずれか低い額の40%以内(限度額100万円)。